

# 7月10日は

## 第24回参議院議員通常選挙の投票日です

この選挙は、候補者名を書いて投票する「広島県選出」と、候補者名または政党等の名称のいずれかを書いて投票する「比例代表」の2種類があります。棄権することなく、貴重な一票を投じましょう。

### ▽投票時間

午前7時～午後6時

※投票時間が短縮されています。ご注意ください。

### ▽熊野町で投票できる人

平成10年7月11日までに生まれた人で、平成28年3月21日までに住民登録がしであり、引き続き町内に住んでいる人。

※この度の選挙から、選挙権年齢が「18歳以上」へ引き下げられています。

### ▽町内転居

平成28年6月10日(金)以降に町内転居した人は、前住所の投票所で投票してください。

### ▽入場券

ハガキ1枚につき同一世帯4人までの入場券を郵送しています。

本人の入場券を切り取って、指定の投票所へお持ちください。

選挙権があるのに届かない場合や紛失した場合でも、本人確認ができれば、投票できます。

### ▽期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、次の期間中に役場で期日前投票をすることができます。

6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時半～午後8時  
所熊野町役場(1階エントランスホール)  
持入場券(届いていない場合は必要ありません)

### ▽不在者投票

町外滞在中の人は、熊野町選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、届いた投票用紙を滞在先の選挙管理委員会へ持参することで、投票ができます。

広島県選挙管理委員会が指定する病院などへ入院または入所している場合は、その施設で投票することができますので、直接施設へお問い合わせください。

### ▽選挙公報を配布します

候補者の氏名・略歴・政見などを掲載した選挙公報を、朝折り込みにより配布します。役場や各公民館などにも備え付けます。

### ▽投票場所

投票所名	区域	投票場所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神・新宮	東公民館
第7投票所	平谷・貴船・柿迫	元西公民館
第8投票所	川角・石神・神田・東山	くまの・みらい交流館

# 選挙の投票所入場券ハガキが変わりました

7月10日(日)執行の参議院議員通常選挙から、投票所入場券ハガキのレイアウトなどが変更されています。期日前投票、不在者投票をご利用の際は、ぜひ入場券裏面の宣誓書などをご活用ください。(手続きがよりスムーズになります。)

### 【表 面】

投票所入場券

選挙区	ページ	番号
氏名		性別
投票日時	投票所	
回数番号		

### 【裏面 (居住者用)】

期日前投票宣誓書

私は、参議院議員通常選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。

氏名(自署) 生年月日 現住所

期日前投票事由

不在者投票宣誓書

私は、参議院議員通常選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。

氏名(自署) 生年月日 現住所

期日前投票事由

### 【裏面 (転出者用)】

不在者投票宣誓書

私は、参議院議員通常選挙の当日、自ら投票所に行き投票できない見込みです。以上、真実の意思であることを宣言し、投票結果を承諾します。

期日前投票宣誓書

私は、参議院議員通常選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。

氏名(自署) 生年月日 現住所

期日前投票事由

### 熊野町長選挙の選挙期日などを決定しました

6月21日(火)に開催した熊野町選挙管理委員会において、11月29日(火)の任期満了に伴う熊野町長選挙の執行期日などを、次のとおり決定しました。

▽選挙期日告示予定日：11月8日(火)

▽選挙執行予定期日：11月13日(日)

なお、この選挙に係る立候補予定者説明会の詳細は、日時などが決まり次第お知らせします。

熊野町選挙管理委員会 (総務課内) ☎820・5625

▽町内放送について  
開票結果などについて、町内放送は行いません。テレビや新聞、町のホームページなどでご確認ください。

▽投票の補助について  
心身の故障などで自ら投票用紙に候補者名などを記載することができない場合は、代理投票により投票することがありますので、投票所の職員へお申し出ください。



熊野町選挙管理委員会 (総務課内) ☎820・5625

①世帯全員の氏名が表記されるようになります。  
※5人以上の世帯の場合は、これまでどおり入場券ハガキは複数枚届きます。

②投票所の位置図が表記されるようになりました。

③居住者には、期日前投票宣誓書が印刷されるようになります。

④転出者には、宣誓書兼投票用紙等請求書が印刷されるようになりました。